

〈書評〉 雨宮栄一著『バルメン宣言研究—ドイツ教会闘争史序説』（日本基督教団出版局,1975年 三四二頁）[雨宮栄一 1927-2019年]

森 寛 史

Hiroshi MORI

この書物（以下『序説』）は「ドイツ教会闘争初期の歴史の展開の流れの中で、バルメン会議に至る歴史的必然を明らかにし、またそこでなされたバルメンの神学的宣言が、ドイツ教会闘争の担い手であった告白教会にとって、どのような意味において指標となりえたのかを明らかにすることにある」（p5まえがきより）とその目的が記されている。雨宮は、一牧師であると同時に神学者としてドイツのプロテスタント教会史や日本近代のキリスト教についての数多くの著作を出版されてきた。ドイツ教会闘争の関連では、本著作の続編である『ドイツ教会闘争の展開』（同出版社,1980年,以下『展開』）、『ドイツ教会闘争の挫折』（同出版社,1990年,以下『挫折』）とがありこれらは教会闘争に関する三部作となっている。また、『挫折』出版の前には、教会闘争と関連するなかで特にユダヤ人迫害の問題に焦点をあてた『ユダヤ人虐殺とドイツの教会』（教文館,1987年）を出されている。

『序説』では、バルメン宣言が発せられた1934年に至るまでの経緯並びに宣言の意味やその直後の教会内外の動向が取り上げられている。『展開』においては、1933年5月、ナチ政府の強制的同質化政策に逆らってバルメン会議に集結した告白教会のその後、1936年に至るまでのドイツ教会闘争の抵抗の展開過程を明らかにしている。更に『挫折』では、告白教会へのあからさまな弾圧であった教会の中心者であるマルティ・ニーメラーの1937年7月の逮捕の歴史的背景から1945年ドイツ敗戦に至るまでの戦時下の告白教会の動向と戦後への影響などが取り上げられている。

以上のようにこの三部作の一部に相当する『序説』においては、ドイツ教会闘争についての歴史的意味や告白教会の神学的立場とナチスの教会政策とをその端緒を詳細に見ていくことで明らかにしているといえる。

近現代の歴史を回顧するときに政治と宗教の関係は、避けて通れない問題である。フランスのように第二次大戦期に広範な民衆を巻き込むレジスタンス運動がどうしてドイツでは起こらなかったのか、その運動の拠り所の一つになり得たであろう教会がどのような立場でナチ体制に対峙したのかは、やはりドイツ同様反戦運動が封じられてしまった日本にとっても参照すべき教訓を与えてくれるのではないかと考えるので雨宮の著作から学

ぶことは大いに意義のあることであろうと考える。

序章に入る前の箇所にもまず「バルメン宣言」が掲げられている。神学に馴染みのない者には宣言が意味することは理解しづらいのであるが、教会政治的あるいは神学的意味については後の章で解説されている。

ボンヘッファー、バルメンとダーレムの路線（1934年、告白教会2つの全国教会会議で決議された宣言の精神）に立つことを求めたのであるが、そもそも2つの会議が原点とされるドイツ教会闘争とは何であったか。それは1933年から1945年に至るナチス政府に対するドイツ福音主義教会の抗争のことであることが、序章にて解説されている(p31)。抗争にあっては、ナチスの政権掌握した1933年から1938年に至るまでのヒトラー政府の内政、外交上の表面的成功を収めるなかで告白教会にとって重要な転機、危機の年であった1938年頃のエポックとなる三つの出来事を指摘している。その一つは告白教会の教職者に求められた忠誠宣誓問題、第二の兆しは、「平和祈禱文」問題で、好戦的ナチス政府にとっては祈禱文の起草は反逆的な行為であって、これにより猛烈な告白教会攻撃がなされたこと、更に第三にはカール・バルトのナチスへの反撃を呼びかけたチェコのロマドカ教授宛の書簡が公表されてしまったことが挙げられている。前二者については後にまた詳細に検討されている。これら三つの事件が、告白教会内の亀裂を深くしたという意味でドイツ教会闘争の最大の危機であったことは、2つの面つまりナチス国家権力のドイツ福音主義教会の組織・教理への干渉という狭義の教会の領域にとどまらず、ナチスの不当な非人道的、非キリスト教的行為でありそれへの抗議・抵抗という形ともなったことから裏付けられている。

また、ナチスとの闘争という点ではこうしたプロテスタント系ばかりではなく、もう一方のカトリック系の側も抗議、抵抗の姿勢を示すが、こちらは最初から一致して抵抗できたのに対してプロテスタント側は全体として一致して行動できなかったのはその内部にドイツ的キリスト者信仰運動の問題があったこと、告白教会内、福音主義教会側は最初から路線対立など複雑な事情があったこと、つまり内部に分裂と抗争があったことが触れられている（p35）。その具体的内実はその後の章で検討される。更にドイツ教会闘争について、前世紀のビスマルクの政府とカトリック教会との文化闘争との類似と違いに言及して、前者は何にもまして政治的色彩をもつが、後者は神学的であるという。神学的であるということの意味については後の章で明らかにされていく。

第一章のドイツ教会闘争の史的背景においては、ヴァイマル体制の中でそれまで帝国の庇護下にあった領邦教会が崩壊していくなかで、教会の保守的・反共和制的でナチスと同じ方向性とその政策にも親和性をもった運動として福音主義教会内にドイツ的キリスト者信仰運動が台頭してくる背景が語られる（p44）。また反共和制的、反ヴァイマル的感情が体制内の右派勢力の伸張そして極右団体の国家社会主義労働党、ナチスの出

現に繋がっていく。そのナチスがドイツのキリスト者信仰運動を通じてドイツ福音主義教会の一元化をはかり、アーリア条項の教会導入を図ることでドイツ教会闘争が起こってくるという闘争の経緯が解説される。闘争前史として政治と教会との関係の概要は以上のようなことになるだろうが、一般大衆、一般の教会員、保守勢力や民族主義勢力の動向にも言及され、そのこととの闘争がどう結びついていたのか論述してもらいたいところである。

また、ドイツ革命に直面したときの動揺にみられるように、プロテスタント的敬虔と国家主義的民族主義的感情、反革命的な感情を併せ持つドイツ福音主義教会の特質について触れられており、このことが後の告白教会内の路線対立へと繋がる伏線になるのだろうことが分かる。

第二章ドイツ教会闘争の発端として教会闘争の初期の歴史的展開、ナチ政府の福音主義教会に対する干渉、アーリア条項の導入の問題、また福音主義教会側からの抵抗主体となった牧師緊急同盟成立と歴史的展開などが論説される。

ここで帝国教会創設と帝国監督とは別けて扱っているが、コインの表裏のような関係なので一括りに一つの問題として扱うべきであろうと思われる。ナチス政府とドイツのキリスト者信仰運動並びにドイツ福音主義教会連盟の三者が、それぞれの思惑をもって参与しようとした帝国教会創設であったが、福音主義教会の側では古プロイセン合同教会、ルター派、改革派には考えの違から帝国教会の憲法制定の検討が要請された。この問題のポイントは、ドイツのキリスト者信仰運動とドイツ福音主義教会連盟との主導権争いであり、改革が国家からの圧力によるのか神学的立場からのものなのかの違いであることが経緯からわかる。また、憲法の中にある規定、帝国監督を巡る問題が、ルターによる宗教改革以来のプロテスタント教会の歴史の中に位置づけられて論じられている。それが当時のナチスの政治形態を教会へ模倣させようとする意図、つまり指導者原理の教会への導入という神学的に誤った考えであることをカール・バルトの批判にも関わらず、ドイツ福音主義教会が賛成していることの問題を指摘している(p128)。後にドイツ教会闘争を担う中心的人物であったマルティン・ニーメラーやディートリッヒ・ボンヘッファーにしても、帝国監督問題について問題性を認識していなかったことから、バルトの先見性が際立っていたことがわかる。

圧倒的強さを誇るドイツのキリスト者信仰運動に対していた微温的な青年宗教改革運動への弾圧、ユダヤ人牧師を教職から追放しようとするアーリア条項の導入問題が浮上した。この問題では、バルトばかりではなくボンヘッファーについても教会の生命に関わる信仰告白問題として捉えた。このことは国家と教会、つまり政治と宗教の根幹に関わる問題が、神学の根本的な立場から捉え直されたことが明瞭に示されている。ユダヤ人問題については、ヴァイマル共和国の頃から引きずっている問題であるので、教会の周囲の一般の人々や新聞に代表されるマスコミなどが具体的にどのような考えをもって

行動し報じたのか、それが告白教会の側にどう影響したのか知りたいところであった。

次に、アーリア条項への反対を契機として成立した牧師緊急同盟についての詳細な紹介が続く (p159以下)。牧師緊急同盟の一貫した主張は、ドイツ福音主義教会内へのアーリア条項導入が信仰告白の侵害であり、これにより抑圧される人たちとの連帯が、教職だけでなく教会員たちの上にも拡大することで、告白教会出発の基礎になって行ったことがわかる。

一部跳ね上がりとも言うべき、ドイツ的キリスト者の過激な動きに対して、ナチスの国民的民族的革命に賛成し、その成果に陶醉していたキリスト者たちも異教的主張に違和感をもつと共に、牧師緊急同盟に属する人たちによって質的に深められる要因になっていることがよく分かる。そして神学的に深められることで、今度は教会的な抵抗へと移行していくのに、やはりカール・バルトの神学的貢献が大きいという。バルトの神学的問題の捉え方は、ドイツ的キリスト者との対決は根本的には近代主義的プロテスタンティズムが立ち続けてきた自然神学にあり、そこからアーリア条項の導入がなされたのだと判断したという。

ここでいうところの自然神学の意味は、唯一の啓示の根源である聖書と並べて、ドイツ民族や歴史、政治的現在などを第二の啓示の源として主張して、「他の神」の信奉者であることでイエス・キリストの啓示の排他性、独占性を否定するものであるという (p178-179)。神学についての勉強が不十分な者にとって、近代主義的プロテスタンティズムと自然神学の立場というのが非常に分かりづらいところである。自然神学は、13世紀のカトリックの神学者トーマス・アクィナスがアリストテレスの論理をカトリックの信仰に適用しようと試みる際に、自然のみから神についてのある真理を理解することができると人間の能力を強調したところから由来するのだと思われるが、当時のカトリック教会の立場との関係はどうであったのであろうか。

第三章は「バルメン会議とその宣言」となっており、ドイツ教会闘争の神学的な拠り所になるという意味で最も重要な文書であるバルメン宣言が採択されるまでの経緯が論じられる。バルメン会議への道は牧師緊急同盟から告白教会への質的变化の過程であったが、それはドイツ福音主義教会の改革、つまり合法性を失ったこの教会に合法性を取り戻そうとする動きとして指摘されており、告白教会の在り方を問う上で重要な点であろう。その場合、告白教会を構成するルター派と改革派の立場の違いは、宣言に至る道のりと神学的評価に関連させて今日における神学的・歴史的視点からも重要であろうと思われる。

質的变化を強いられた外的な要因としては、牧師緊急同盟への露骨な抑圧であったのであるが、そのことが基本的には牧師の運動体であったこの同盟を母体にして、帝国教会とは別に真の福音主義教会の形成、告白教会へと内的な質的变化をもたらす抵抗の核が形成された有様が、具体的な出来事を取り上げることで明らかにされている。バルメ

ン会議に至るまでの諸会議において評価される重要な事柄として次の点が指摘されている。第一には、宣言の表明という形態であって教会の信仰を拘束するものではなく、厳密には信仰告白とは区別され、教会政治上の対決としてもとらえられない (p189)。第二には、1933年に成立したドイツ福音主義教会の執行部がドイツ的キリスト者に専横され、異端的傾向をもったことに対決するのは個人やグループというよりも、ドイツ福音主義教会の中であって正当派の教会であり続けるための争いである (p190) という。

この第一の点については、後にバルメン宣言に立ち続け信仰告白的性格を与え、これに固執した人々と宣言故拘束力はないと主張する立場の人々との争いをもたらす。ルター派と改革派の立場の違いである。この点でバルメン宣言においても焦点の一つは、ルター派と改革派が、自らの信仰告白に忠実でありながら、この神学的宣言にどこまで立つことができるかという (p218) 根本的問題でもあったのである。

バルメン会議に至るまでの諸会議及び、バルメン会議における議題の詳細や各議員である牧師等の発言内容などが叙述されており、告白教会内の分裂と混乱をはらみながらもここに統一的な一つの神学的立場が明確にされ、ドイツ教会闘争の思想的根拠が明らかにされていく経緯がよく分かる。

第四章「バルメン宣言の諸問題」においては、前章で論じられた形でバルメン宣言のもつ意味の大きさゆえの多くの批判・評価を巡る意見対立とそれでも闘争の指標となりえたことが取り上げられる。そして大きく三つの問題が指摘される。

第一には、この神学的宣言は、ドイツ的キリスト者の教会支配に向けられた批判であって、信仰告白としての教理全体を扱っていない (p242) というのである。この批判はルター派は、古典的信条に加え、和協信条など六つの福音主義的信仰告白をもって教理として完結しているという信条を有しているからであるのに対して、改革派は歴史的状況の中で、常に新たに告白する形を取る (p244) というそもそもの教会史的理由から出てくるのであるという。第二には、この宣言がルター派、改革派双方にまたがる合同の信仰告白かどうか (p248) という問題である。もし双方にまたがることになるのであれば、バルメン会議が双方の教会に対して、教理の決定権限を付与してしまうことになるからである。これは、ルター派にはアウグスブルク第七条の条項の立場から受け入れられない。第三には、この宣言が十六世紀の宗教改革の信仰告白との内容的な関連においてもつ有効性、妥当性、更に拘束性が問題にされた (p260)。

以上のような問題はキリスト教史、教理史を踏まえていないと理解できないことであるが、問題なのは改革派にとっても宣言である故に異なる信仰告白に連続性、継続性を一切認めるのか認めないのか、またそれが妥当なのかということであろうという指摘 (p261) は、当時の置かれた状況にあっては重要であろうと思われる。

次の第四章「2 バルメン宣言の神学的特質」においては、バルメン宣言の第一項から第六項までその神学的特性について、史的背景を鮮明にして叙述されている (p265以

下)。第一項は、一つにはイエス・キリストのみが唯一の神の言葉であり、啓示の一回性、独自性、排他性が強調されている。ドイツ的キリスト者信仰運動の側からは、ヒトラーの政権掌握を神の摂理或いは民族の力とか、神からの賜り物として理解しようとする考えがあつてそれに対するアンチテーゼとしての意味がある (p266)。二つには、プロテスタント神学の不明確さ、或いはカトリック的思考方式としてとらえられる自然神学を拒否する立場の表明である。後者の立場については、ルター派の一部学者からの批判に晒される (p271)。福音とは別に律法の独自性、固有性を強調する形で展開され、教会が律法もまた神の意志であるゆえに宣教することが要請され、国家秩序への無条件の服従が求められ、ドイツ的キリスト者の教会支配を是認する道になる (p272) ことが指摘されている。改革派の立場からの批判でもあろうが、やはり流派・学派が別れる神学の根幹に関わる事項ゆえに非常にわかりづらいところである。また、バルトによるルター派批判が紹介されているがそれは、福音と律法の捉え方の違いである。

第二項は、キリスト教信仰における「私事化」の拒否ということ、政教分離のための信仰の私事化とは別のことで、私事化によりキリスト教信仰を個人の内面問題に限定して政治、社会から無関係のもの、その結果政治の領域における非キリスト的、非人道的事柄の黙認という結果になってしまうことから掲げられた命題であるという。またこの命題は、自然神学拒否から必然的に導かれるという。この主張をしなければならなかった外的要因は、ドイツ的キリスト者信仰運動やそれを背後にあつて支え指導したナチス政府の教会の一元化政策であつて、ドイツ教会闘争の一つの要因とも関わっている (p276) ということである。第二項は、第一項と相まって政治や文化においても神ならざるものを神とする逸脱、二元論的な考えへの逃避を許さないということなのであろう。

第三項から最後の第六項までは、教会の在り方についての宣言である。バルメン会議でのアスムッセン講演にもあるようにドイツ教会闘争は、ナチス政府による教会支配、教会一元化が主要な契機になったからである (p280)。教会を単なる宗教的結社という理解や当時の学者の教会観、つまり教会と霊的なそれと法的なそれに区別する考え方が、教会の法的秩序をその本質より低いものであるという判断をもたらして教会秩序を恣意的に作り変えてしまったという (p282)。この点は、ナチスのいう民族伝道とか民族教会の形成という考え方が主張される当時の神学的思想的背景の重要な指摘といえるだろう。

第四項は、教会の職位についての位置づけについての神学的規定である。一つの理由としてはドイツ的キリスト者による指導者原理導入の考え、またナチスによる帝国監督への対抗として宣言されたのであることが叙述されている。またヴァイマル体制以前の福音主義教会は国家の官僚機構の中に組み込まれていて、階層的な職務による統治がされていたことからの転換であるという (p286)。教会の民主化というよりも、宗教改革の精神でもあった万人祭司制への回帰として位置づけている。この精神に立つことで教会政治において会議制を重んじ、そのことで告白教会分裂の危機の際に維持しようとする

る立場の牧師たちの拠り所になったことが指摘される (p288)。ただ結局、ルター派教会の側は「ルター派協議会」なる独自の執行機関を生み出し分裂してしまうことになる。このような経緯を辿る中でバルトやボンヘッファーらとルター派との間で職位の神学的解釈を巡ってどのようなやりとりがあったのかについては、叙述されていない。

第五項は、国家と教会との関係についての宣言である。国家の固有な課題とその限界、国家秩序の暫定性、国家に対する教会の対応が控えめに語られている (p290)。しかし、この宣言の与えた影響は大きく、実際の行動においてもヒトラーの横暴な政策に対しての建白書提出という強い動きになっていった。また、ボンヘッファーにより取り上げられて、1930年代末から1940年代にかけて、教会的抵抗から政治的抵抗へ移行したことと、この宣言との関連が検討されている。この宣言に固執することが政治的抵抗の必然なのか、或いはバルメンの立場の放棄なのかという判断である (p291)。前者であると論述している。また、バルトがほぼこの項の全体を自分の責任でまとめたことからその考え方が要約され、ルター派の神学者の国家観が批判されている。要約的には、国家の神格化の否定であり、教会が地上的な支配を要求する教権主義の拒否ということであり、ナチス政府やドイツ的キリスト者への批判へと直結することが論じられる。また、思想史的系譜をたどるとドイツ観念論、とりわけヘーゲルの国家観の影響を色濃く受けてきた精神的土壌とそれに対応するキリスト教側の神学の国家理解とを対比させて論じられ、こうした思想がナチスの国家観、民族論と容易に結びつくのであると結論づけ、第五項の意義を理解しようとしている。ナチス革命が表面的であるにせよ成果を収めつつあるこの時期 (1934年時点)、そして多くの国民が大きな歴史の流れの中に巻き込まれつつあるときにこれだけ深く国家と神学・教会の在り方を宣言の形で残せたことは、著者が指摘しているように偉大なことであろう (p298)。

第六項は、一言でいえば教会の自由と委託ということであるという (p299)。ここでいう自由とは政治学や哲学などで問題にする概念、例えば市民的自由というレベルでの宗教団体としての教会の自由を主張しているのではないという (p300)。キリストの働きに基礎づけた教会の自由であるという。また自由とは市民的自由のような何とか獲得されるべきものではなく、キリストの委託によって与えられており、職務に忠実である限り自由であるという。極めて内面的で自覚的に捉えられるべき概念というべきか、ルター派はどのように考えたのかは語られていない。

最後にバルメン宣言のドイツ教会闘争の中でどのような意義をもったか、どのような役割を果たしたのかが、明らかにされる全体のまとめとなる。告白教会が内部的にもルター派と改革派とに分裂していく中で、帝国教会とその監督は、告白教会に切り崩しを目的とした露骨な干渉を繰り返していき、それは帝国教会への結合という一元化政策として執拗に進められた。具体的には帝国教会は1934年8月に新しい法的規制力をもった全国教会会議を召集し、一連の新しい教会法を設定していく (p302)。そして帝国監督の独裁

制が強化されていく中で、ルター派の大領邦教会であるバイエルン・ヴュルテンベルクの教会を強制的に帝国教会に吸収され、抵抗する牧師を逮捕、出版物の押収、没収が強行される。代表する権利を失いつつある教会に代わって、自らを「緊急統治」として規定して教会統治を行うという決断を行わねばならなかった。これが1934年10月ダーレムにおける第二回告白教会会議の決断へと繋がっていくが、それは、バルメン宣言の必然的帰結であるという。それは、バルメンの神学的宣言の最後の部分「…教会政治上の決断を行う際に、この神学的認識を記憶することを要求する…」と。これは、告白諸教会を一つの教会にし、具体的な教会を生むもので、教会政治上の決断の基礎となるものであった (p303) からであるという。告白教会がドイツ教会闘争のなかで、分裂、解体の危機に直面したとき、バルメン宣言が再度注目され、そこにおける結果が確認されるのであった (p304)。告白教会の最高の政治機関である告白教会全国評議員会が、政府の教会委員会とそれに歩み寄ろうとして一時的指導委員会に対して拒否する明確な態度決定をすることで評議員会の決断の軸となったものは、バルメンの神学的宣誓であった (p305)。1938年秋、第二次一時的指導委員会による「平和祈禱文」作製、1939年ルター派は伝統的官憲観に立つ故、政府と党と協調の道を歩むしかないという立場を表明したゴーデスベルク宣言への対峙もバルメン宣言が拠り所になっていたという (p307)。また、ドイツ教会闘争におけるバルメン宣言の意義の一つには、この宣言によって、ドイツ教会闘争は本質的に神学的闘争であることが明らかにされたということであるという (p309)。ドイツ教会闘争は新しい戦いを展開したが、ドイツ教会闘争は同時に敗北の歴史でもあって、告白教会は帝国教会の統治権を掌握することは遂にできなかつたし、告白教会は内部分裂さえ示した (p311) のであった。ナチス政府の側からすれば教会内部に混乱を作り出し、圧力の下に置くことに成功して、教会闘争が単なる教会内部の紛争へと変質していったと映ったであろうが、抵抗の拠点として機能しており、強制的同質化政策、ナチ化された国民教会を作ることに失敗してしまつたのである。

著者があとがきで述べているように、ドイツ教会闘争を鏡として日本のキリスト教会の戦争責任問題を考える際、戦時、身を潜め、息を殺して生き延びた教会、戦争協力を惜しまなかつた教会の体質と戦後デモクラシーを謳歌している教会の体質とが質的にどのような差異があるのかを問うことは、重要な視点である。キリスト教会だけの問題ではなく、やはり仏教界にあつても一部の反戦を唱える人々もいたが、殆どの教団は協力していったファシズムに何の抵抗もしえなかつたことから、他国のこととはいえ神学的立場からのドイツ教会闘争の歴史を振り返る意義は大きいものと思われる。



[参考文献]

- ・河島幸夫（1993）『戦争・ナチズム・教会』新教出版社
- ・東京大学社会科学研究所編（1980）『ファシズム期の国家と社会 8 運動と抵抗 下』東京大学出版会
- ・宮田光雄編（1986）『ドイツ教会闘争の研究』創文社
- ・宮田光雄（2000）『十字架とハーケンクロイツ』新教出版社